

# 栃木県酪農振興対策会議設置要領

令和5(2023)年9月1日  
栃木県農政部畜産振興課

## 1 背景・目的

近年の酪農経営は、ウクライナ情勢・円安の影響による輸入飼料価格・燃料光熱費等の高騰やコロナ禍から続く牛乳の消費低迷に加え、子牛の販売価格の下落や担い手不足など様々な要因が重なり、厳しい状況が続いている。

このため、酪農家が直面している課題の解決に向けた対策を推進し、本県酪農の振興を図るため、「酪農振興対策会議」を設置する。

## 2 構成

### (1) 本会議（会長 栃木県農政部畜産振興課長）

構成員：栃木県酪農協会、各酪農業協同組合、栃木県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会栃木県本部、栃木県畜産協会、栃木県牛乳普及協会、栃木県農業共済組合、栃木県獣医師会、市町、県（農政課、経済流通課、経営技術課、生産振興課、各農業振興事務所、畜産酪農研究センター、畜産振興課）

### (2) 本会議調整会議

構成員：本会議の構成員（検討項目により選定する。）

### (3) 対策検討班会議

構成員：本会議の構成員（検討項目により選定する。）、その他構成員以外で会長が必要と認める者

## 3 活動内容

(1) 急激な情勢変化等を踏まえた酪農経営に関する課題の洗い出し及び対策の検討

(2) 県内外の酪農経営の優良事例の共有

(3) その他必要と認められる活動

## 4 事務局

会議の事務局は、栃木県農政部畜産振興課におく。

附則 この要領は、令和5(2023)年9月1日から施行する。